

奈良県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団桜和会奈良デンタルクリニック	大和郡山市高田町一四八 リベルティ大和郡山〇一A号室	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十八年一月十八日